

テールゲートリフター特別教育 講習日決定

貨物トラック等のテールゲートリフターを使って荷を積み卸す作業で、テールゲートリフターからの墜落・転落、荷の崩壊・倒壊等による災害が発生しています。

テールゲートリフターを操作する業務が、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 59 条第 3 項に基づく特別の教育（以下「特別教育」という。）が必要な業務に加わりました。

特別教育の受講が必須となる日は 2024（令和 6）年 2 月 1 日です。

7 月 24 日（月） 8 : 30 から予約受付を開始いたします。ご予約はホームページまたはお電話でお受けいたします。（TEL : 0467-78-7741）

※ご予約は 2 カ月前からお受けいたします。

講習日程

2023 年

8 月 : 15 日（火）、31 日（木）

10 月 : 12 日（木）、31 日（火）

12 月 : 7 日（木）、12 日（火）

9 月 : 14 日（木）、26 日（火）

11 月 : 24 日（金）、29 日（水）

2024 年

1 月 : 18 日（木）、31 日（水）

3 月 : 14 日（木）、27 日（水）

2 月 : 8 日（木）、15 日（木）

講習料金

14,000 円（税込）

また、20～30 名の受講者に対し、お客様の事業所に出向いての団体出張講習もご相談に応じます。講習が開設しましたら、神奈川あやせ教習所にお問い合わせください。

講習内容及び講習時間（業務経験での免除コースはございません）

学科 : 4 時間

実技 : 2 時間